

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した児童手当受給事由消滅処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区長（以下「処分庁」という。）が請求人に対して令和元年 1 2 月 2 日付けで行った児童手当法（以下「法」という。）による児童手当受給事由消滅処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人の主張は必ずしも明らかではないが、以下のことから、本件処分の違法、不当を主張しているものと解される。

請求人は、請求人の妻に建設的な話し合いもないままに、請求人の子（以下「本件児童」という。）を連れて家出をされている。

〇〇区は、児童手当消滅届（以下「本件消滅届」という。）は請求人の家族により提出されたとしているが、請求人は、「児童手当のお手続きのご案内【重要】」（以下「本件案内」という。）が届いていたことすら知らない。

請求人は、本件処分通知書により、事実を知ったに過ぎない。

本件案内が請求人の家のポストに送られたものであるならば、

何者かがポストから同案内を盗み、知らない第三者が本件消滅届を出したものになる。妻と本件児童の転居の事実があれば、そのような届出でも〇〇区は受理するのか。そのような、書類に効力があるものか。誰が、何のために本件案内を盗み、本件届出を行ったのか。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和2年7月10日	諮問
令和2年9月10日	審議（第47回第3部会）
令和2年11月5日	審議（第48回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法4条1項1号によれば、児童手当（以下「手当」という。）の支給要件について、手当は、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であって、日本国内に住所を有するものに支給するとされている。
- (2) 法11条によれば、手当の支給を受けている者が、正当な理由なくして、法26条の規定による届出（現況届及び受給事由消滅届出等）をせず、又は同条に規定による書類を提出しない

ときは、手当の支払を一時差しとめることができるとされている。

(3) 規則 7 条 1 項によれば、手当の受給者は、手当の支給を受けるべき事由が消滅したときは、速やかに、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）に届け出なければならないとされている。

(4) そして、規則 10 条によれば、市町村長は、手当の受給資格に関する処分を行ったときは、文書で、その内容を手当の受給者に通知しなければならないとされている。

(5) 「市町村における児童手当関係事務処理について」（平成 29 年 7 月 19 日付府子本第 586 号内閣府子ども・子育て本部統括官通知別添の「児童手当市町村事務処理ガイドライン」。以下「ガイドライン」という。）21 条によれば、受給事由消滅届の提出を受けたときは、受給者台帳に消滅事由及び消滅年月日を記入し、手当の支給事由消滅通知書を受給者に送付することとされている。

(6) なお、ガイドラインは、地方自治法 245 条の 4 に規定する技術的な助言であり、法の解釈運用指針である。

2 これを本件についてみると、以下の事実が認められる。

(1) 処分庁は、住民基本台帳の情報により、請求人の妻が本件児童とともに請求人宅から転居したことを確認したことなどから、同年 11 月から本件手当の支給を差し止めることを決定し、その旨、請求人に通知するとともに、併せて、本件手当に係る手続等が必要であるとして、請求人に本件案内を送付したこと。

(2) そして、請求人から本件消滅届が提出されたことから、処分庁は、上記 1 の法令等の規定に基づき、請求人の本件手当の受給資格は消滅していると判断し（本件処分）、その旨、本件処分通知書により請求人に通知したこと。

- (3) そうすると、本件は、請求人から本件手当に係る消滅届が提出された事例であって、上記（１・(5)）が規定する、ガイドライン２１条に基づき、職権による手当等の支給事由消滅の処理を行うべき具体的事例として挙げられている、「受給事由消滅届の提出を受けたとき」に該当するものと認められる。
- (4) したがって、本件届出を受けた処分庁が、届出内容を審査した上で、請求人については、本件手当の支給事由が消滅したものと判断し、本件届出及び住民基本台帳の情報に基づき、支給事由が消滅した日を「令和元年１０月２３日」、受給事由消滅の理由を「児童を扶養しなくなったため」とし、職権に基づく本件手当の支給事由消滅処理を行った本件処分は、上記１の法、規則及び法の技術的助言であるガイドライン等に基づいて適正になされたものであり、違法又は不当なものではないと認められる。
- 3 請求人の主張は、要するに、第三者が本件案内を盗んだ上で、本件届出を行ったのであるから、本件処分は、違法、不当であるというものと解される。
- しかし、本件審査請求において、請求人のかかる主張を根拠づける証拠は何ら提出されていない以上、本件届出は請求人により提出されたものと解するほかはない。
- よって、請求人の主張には理由がない。
- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討
- その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第１ 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成